

十日町市立十日町中学校 いじめ防止基本方針

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号以下「法」という。）第 13 条の規定及び、新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和 2 年新潟県条例第 59 号以下「条例」という。）、新潟県いじめ防止基本方針（令和 3 年 7 月改訂）に基づき、「十日町市立十日町中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめ及びいじめ類似行為の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「法」第 2 条）

「いじめ類似行為」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」と定義する（「条例」第 2 条）

※以下、「いじめ」とはいじめ類似行為も含む。

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

③ いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

④ 当校の責務

いじめはどの子どもにも起こる可能性があることを踏まえ、教育活動全体を通じて全ての生徒に「如何なる理由であってもいじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。

④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

- ⑤ 保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を働き掛けるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア グランドデザインの「学校全体で推進する主な取組」の德育の内容に「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、生徒の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- エ 生徒が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む生徒会活動の充実を図る。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象の生活（いじめ）アンケート調査（毎週木曜日，随時）
- ・生徒対象の教育相談を通じた調査（4月，9月，1月，随時）
- ・生徒・保護者対象の学校評価（7月，12月，随時）

イ いじめ相談体制

- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・市教育センター職員やスクールカウンセラー等と直接的な連携を図る。

ウ 教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

当校に、法第 22 条の規定に基づきいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「十日町市立十日町中学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

② 委員会の構成員

校長，教頭，生徒指導主事，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，生徒指導部員及び教育相談部員，スクールカウンセラー，市教育センター職員等とする。必要に応じて自校の他の教職員や外部関係者を加える。

③ 委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があつたときは，緊急会議を開いて，当該情報の迅速な共有，関係のある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 委員会の取組

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談等）。
- ・いじめの未然防止に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・いじめの発生時の対応に関すること。
- ・**生徒指導部会を週1回開催し，情報交換を密にする。いじめの発生時は緊急に開催する。**

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は，速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に，委員会としての対応策を協議して，職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ，いじめを受けた生徒を確実に見守って保護する。また，必要に応じて関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた生徒の保護者に家庭訪問等を行い，事実関係と当面の対応を説明し，今後の学校との連携について保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った生徒に対して，いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させるとともに，不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導するとともに，保護者に対して学校との連携を継続的に行うよう助言する。
- ⑥ いじめを見ていた生徒に対して，自分の問題として捉えさせるとともに，いじめを止めることはできなくても，誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に対して，関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の生徒に対して，学級指導，学年集会，全校集会，部活動等において関係する生徒とその保護者のプライバシー保護に配慮し，当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する生徒及び保護者にかかわる情報を委員会で定期的に交換し，いじめの解消と再発防止を図る。なお，解消後3か月を目安として経過観察を行う。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については，市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより，在籍する生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童生徒が自殺を企図した場合，身体に重大な傷害を負った場合，金品等に重大な被害を被った場合，精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより，在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(相当の期間とは，年間30日を目安とするが，生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合は，重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他 市教育委員会が重大事態と認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応

校長は，市教育委員会へ報告し，その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 委員会を母体としつつ，当該事案の性質に応じて専門家等を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置を取る。

② 学校の設置者である十日町市が調査主体となった場合の対応

十日町市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

(3) その他

生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で校長は、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断することなく、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとする。

4 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携

(1) 犯罪に相当するいじめ事案等の定義

① 重大事態に相当する事案

② 当該いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案

③ 児童ポルノ関連を含めたインターネット上のいじめについて「匿名性」が高く、「拡散」しやすい等の性質を有しており、一刻を争う事態が生じ得る事案。

(2) 犯罪に相当するいじめ事案等発生時の対応

上記(1)①，②，③の事態が発生した場合，学校は直ちに警察に相談・通報を行い，連携して対応する。その際の連絡窓口となる担当者は教頭とする。

令和元年5月改定

令和2年4月改定

令和3年5月改定

令和3年8月改定

令和5年3月改定

5 いじめの防止等のための年間計画

月	教職員の取組	生徒対象	保護者・地域住民等対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と共通理解 ○グランドデザイン，学校評価計画，学級・学年・部活動等の経営案の作成 ◎生徒の情報交換（通年） ◎小中一貫教育の推進（通年） ◎いじめ対策委員会の開催	○新任式・入学式 ○各種年間計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○生活アンケート ○教育相談① ◎いじめ見逃しゼロスクール等の人権教育の充実（通年） ◎小中一貫教育の充実、異学年	○いじめ見逃しゼロ県民運動，挨拶運動（通年） ○入学式 ○いじめ防止対策の説明と広報（PTA総会等） ◎学校と連携した小中一貫教育の推進（通年） ◎PTA活動の充実（通年）
5	○学年・学級・部活動組織の確立	○創立記念行事 ○小中あいさつ運動	○授業参観等（激励会等）
6		○地区大会	○地区大会への支援
7	○学校評価（前期） ○部活動組織の再確立	○県大会 ○中越吹奏楽コンクール ○1学期の振り返り	○保護者アンケート① ○保護者懇談会 ○授業参観等 ○県大会，中越吹奏楽コンクール等への支援
8	○生徒指導研修 ○学校評価（前期） ○人権教育，同和教育研修	○家庭・地域での活動の充実 ○県吹奏楽コンクール ○北信越・全国大会	○家庭・地域での健全育成 ○県吹奏楽コンクール，北信越・全国体育大会等への支援
9		○体育祭 ○（3年修学旅行） ○教育相談② ○新人各種大会	○授業参観等（体育祭等） ○新人各種大会への支援 ○ <u>深めよう絆地区の集い</u>
10	○生徒指導研修	○新人陸上大会 ○中越駅伝大会 ○合唱コンクール	○入学説明会（体験入学） ○中越駅伝大会への支援
11	○『生きる』を活用した <u>道徳実践</u>	○ <u>いじめ見逃しゼロスクール集会</u> ○ <u>体験入学</u> ○ <u>地域文化体験</u> ○ <u>人権週間における取組</u> ○ <u>いじめ見逃しゼロ強調月間</u>	○ <u>人権週間</u>
12	○学校評価（後期） ○生徒指導研修	○球技大会（生徒会行事） ○2学期の振り返り	○保護者アンケート② ○保護者面談 ○家庭・地域での健全育成
1	○学校評価（後期）	○教育相談③ ○各種スキー大会	○各種スキー大会への支援 ○広報活動
2	○学校評価（後期）	○全国・新人スキー大会等 ○雪像づくり・雪まつり ○卒業・進級に向けた取組	○全国・新人スキー大会等への支援 ○保護者懇談会・入学説明会
3	○学校評価（後期）	○年度の振り返り ○2年修学旅行・1年スキー授業 ○卒業式 ○終業式・離任式	○卒業式・離任式 ○家庭・地域での健全育成

